

議案第4号

木津川市自転車駐車場条例の一部改正について

木津川市自転車駐車場条例（平成19年木津川市条例第140号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年2月24日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

近鉄木津川台駅東口の道路付帯地の一部を自転車駐車場として設置するため、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市自転車駐車場条例の一部を改正する条例（案）

木津川市自転車駐車場条例（平成19年木津川市条例第140号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表近鉄木津川台駅前自転車駐車場の項中「1番地」の次に「、吐師池ノ尻37番地3の一部」を加える。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

参考資料（議案第4号）

木津川市自転車駐車場条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（新）

第1条（略）

（名称、位置及び供用形態）

第2条 駐車場の名称、位置及び供用形態は、次のとおりとする。

名称	位置	供用形態
（略）	（略）	（略）
近鉄木津川台駅前 自転車駐車場	木津川市吐師高樋 1番地、 <u>吐師池ノ</u> <u>尻37番地3の一</u> 部	無料駐車場
（略）	（略）	（略）

2（略）

第3条～第10条（略）

（旧）

第1条（略）

（名称、位置及び供用形態）

第2条 駐車場の名称、位置及び供用形態は、次のとおりとする。

名称	位置	供用形態
（略）	（略）	（略）
近鉄木津川台駅前 自転車駐車場	木津川市吐師高樋 1番地	無料駐車場
（略）	（略）	（略）

2（略）

第3条～第10条（略）

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第4号 木津川市自転車駐車場条例の一部改正について	
担 当 課	危機管理課 消防防災係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	<p>近鉄木津川台駅東口に接続する市道道路付帯地には駐輪スペースが設けられていますが、通路や視覚障害者誘導用ブロックの上への日常的な迷惑駐輪が駅の利用者の支障となっています。</p> <p>道路付帯地の駐輪スペースを自転車駐車場に指定し、駐輪場以外のスペースへの自転車等の放置を禁止することで、良好な駅前環境を確保します。</p>	
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・課内及び管理課と協議・検討を行い、改正案を策定 ・調整会議（令和3年1月22日） ・政策会議（令和3年1月27日） 	
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
市総合計画の位置付け	基本方針	5 災害などから市民を守り、安心・安全に暮らせるまちづくり
	政策分野	12 防犯・交通安全
	施策	① 防犯・交通安全 イ. 市営駐輪場・駐車場の適正な管理運営
概 算 事 業 費 (単 位 : 千 円)	<input type="checkbox"/> 単年度(年度) <input checked="" type="checkbox"/> 複数年度(令和3~7年度)	
	防犯カメラ賃貸借料 年額 275,880円	
将来にわたる効果及び 経費の状況	良好な駅前環境の整備を図ります。	